

## 入間市農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の一部を改正する条例 改正要旨

### 1 改正の背景

農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の定数は、「農業委員会等に関する法律」及び「農業委員会等に関する法律施行令」に基づき、当該条例で定めており、現在の定数は、農業委員会委員が12人、農地利用最適化推進委員が10人となっています。

施行令に規定されている農地利用最適化推進委員の定数の基準は、区域内の農地面積に比例しており、また、定数の変更は任期満了の場合でなければ、行うことができないとされています。

現在の農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の任期は令和5年7月19日までとなっており、現在の農地面積に必要な農地利用最適化推進委員の定数は9人となります。

### 2 改正の内容

現委員の任期が満了する日の翌日（令和5年7月20日）から、農地利用最適化推進委員の定数を10人から9人に改める。

### 3 施行日

令和5年7月20日